

グローバル・ミニマム課税への対応

目的・背景

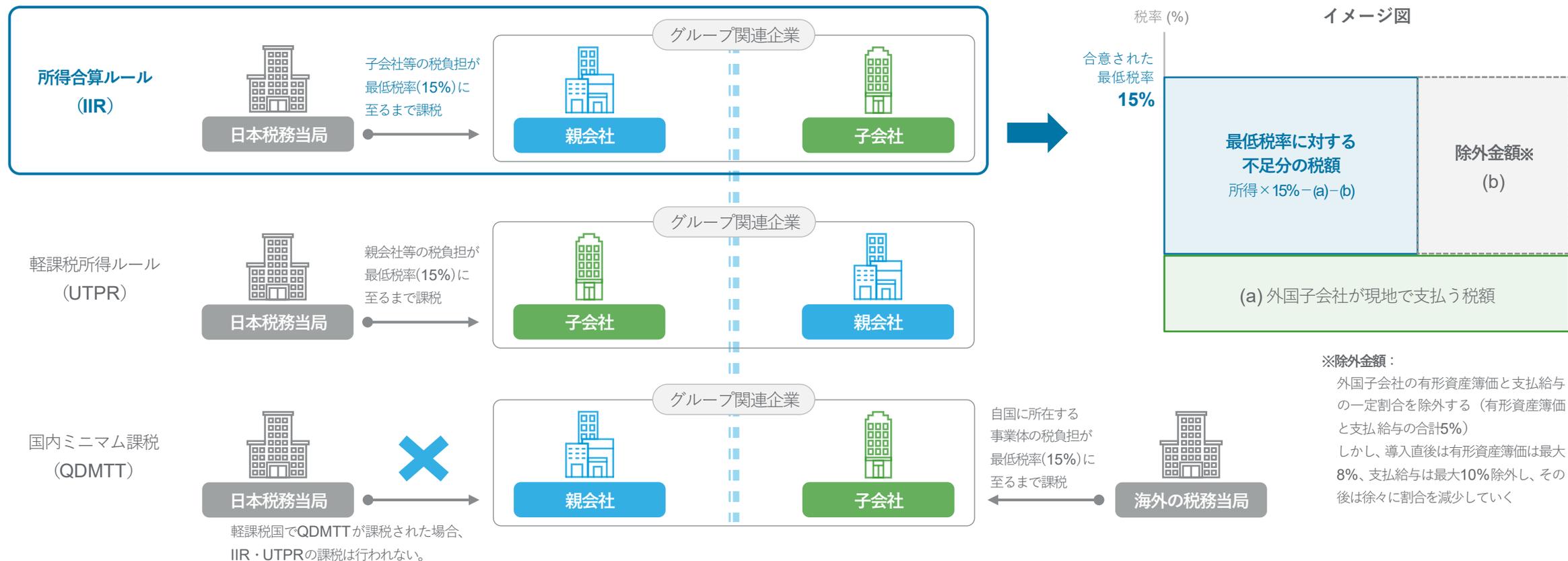
電子商取引の急増等によるグローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間はずれが生じていた。そのため、**2021年10月8日**、経済協力開発機構（OECD）/G20「税源侵食と利益移転（BEPS）包摂的枠組み」加盟国による「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対応する2つの柱」（BEPS2.0プロジェクトにおける基本設計）について合意が成立した。この合意は、「第1の柱」の市場国への新たな課税権の配分と、「第2の柱」のグローバル・ミニマム課税から形成されている。改正後は、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、日本企業の国際競争力の維持及び向上に繋げるため、グローバル・ミニマム課税の一部を先んじて導入する。

第2の柱（グローバル・ミニマム課税）の概要

日本においては、次の3つのルールを導入する予定で検討されている。このうち「所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）」が令和5年度税制改正で制度化されることとなり、残りの「軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）」と「国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）」は、令和6年度以後の税制改正に対応される予定とされている。

所得合算ルール（その他2つの制度との比較）

直前4対象会計年度のうち、2年度以上の対象会計年度の年間連結総収入金額が7億5,000万ユーロ（約1,100億円）以上である
 多国籍企業グループ等*（特定多国籍企業グループ等）が対象とされる。



*多国籍企業グループ等とは、連結財務諸表を構成する企業グループに属する会社等の所在地国が2以上ある場合の、その企業グループその他これに準ずるもの、且つ会社等の所在地国以外の国または地域に恒久的施設を有する会社等

3月決算企業における導入スケジュール

令和6年4月1日以降開始事業年度から適用されるとされ、本申告制度の提出期限は、各対象会計年度終了翌日から1年3ヶ月（一定の場合は1年6ヶ月）以内に行うこととされている。

